

競争評価チェックリスト

法律又は政令の名称：銀行法施行令 等

規制の名称：大口信用供与等規制に関する見直しについて

※ 規制の名称（規制の単位）については、規制の事前評価書と同じにする。一つの評価書に複数の規制が含まれる場合には、規制ごとにそれぞれチェックリストを作成する。

規制の区分：新設、 改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

案の区分：改正案

担当部局：金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室

評価実施時期：令和元年7月31日

（１）事業者の数の制限

問１：規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、大口信用供与等規制について、G-SIB間の信用の供与等に係る上限額を引き下げるほか、銀行等グループ内の信用の供与等を規制の対象外とする改正を行うものであり、事業活動の要件として許認可等を設定するものではない。

問２：規制が、事業者が活動する地理的範囲を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制において銀行等が活動する地理的範囲を制限する規定は存在しない。

問３：規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は既存・新規参入者の区別なく、銀行等の免許を受けた者に一律に適用される。また新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストを発生させるものではない。

（２）事業者の競争手段の制限

問１：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、大口信用供与等規制について、G-SIB間の信用の供与等に係る上限額を引き下げるほか、銀行等グループ内の信用の供与等を規制の対象外とする改正を行うものであり、商品・役務の価格、数量を直接的に制限するものではない。

問2：規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、大口信用供与等規制について、G-SIB間の信用の供与等に係る上限額を引き下げるほか、銀行等グループ内の信用の供与等を規制の対象外とする改正を行うものであり、商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するものではない。

問3：規制が、事業者が供給する商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、大口信用供与等規制について、G-SIB間の信用の供与等に係る上限額を引き下げるほか、銀行等グループ内の信用の供与等を規制の対象外とする改正を行うものであり、商品・役務の広告又は宣伝の方法、営業の方法、販売の方法等を制限するものではない。

(3) 事業者の競争回避的行動の誘発

問：規制が、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見直し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、大口信用供与等規制について、G-SIB間の信用の供与等に係る上限額を引き下げるほか、銀行等グループ内の信用の供与等を規制の対象外とする改正を行うものであり、事業者が供給する商品・役務の価格、数量の具体的な計画や見直し等の情報を公開することを義務付ける、又は事業者間において当該情報の交換を促す仕組みを設けるものではない。

(4) 需要者が利用できる情報・選択肢の制限

問：規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか。

「はい」「いいえ」いずれの場合も回答の具体的な理由を記載

いいえ

本規制は、大口信用供与等規制について、G-SIB間の信用の供与等に係る上限額を引き下げるほか、銀行等グループ内の信用の供与等を規制の対象外とする改正を行うものであり、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するものではない。

結論

上記（１）～（４）を踏まえると、本規制は、競争状況に負の影響を及ぼすものではない。

※ 上記（１）～（４）を踏まえ、競争状況への影響についての最終的な評価を記載する。競争に負の影響を及ぼす可能性があるとなった場合には、評価内容を規制の事前評価書に記載する（本案は「４ 副次的な影響及び波及的な影響の把握」の欄、代替案は、「６ 代替案との比較」の欄）。